

山口市
個別避難計画作成マニュアル

(令和5年8月作成)

山口市福祉課

目次

個別避難計画の概要	1
計画作成の流れ	2
契約計画作成依頼	3
契約計画作成の準備	3
要支援者・ご家族等との面談	3
計画作成開始	4
災害時の避難方法の確認	6
【参考】災害時の避難方法について考えるポイント	7
避難所一覧	9~11
契約について	14
「個別避難計画」の作成後の事務	15
山県市個別避難計画の作成に関する要綱	16
(記入例) 山県市個別避難計画書	20

個別避難計画の概要

「災害対策基本法」において、避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者のうち、同意を得られた方について個別避難計画を作成することとされています。

また、国の取組指針において、名簿掲載者のうち、市において優先度が高いと判断した者について、令和7年度末までに計画作成に取り組むこととされています。

山泉市における優先作成対象者の計画作成の概要

避難行動要支援者名簿同意者（約 1,300 人）

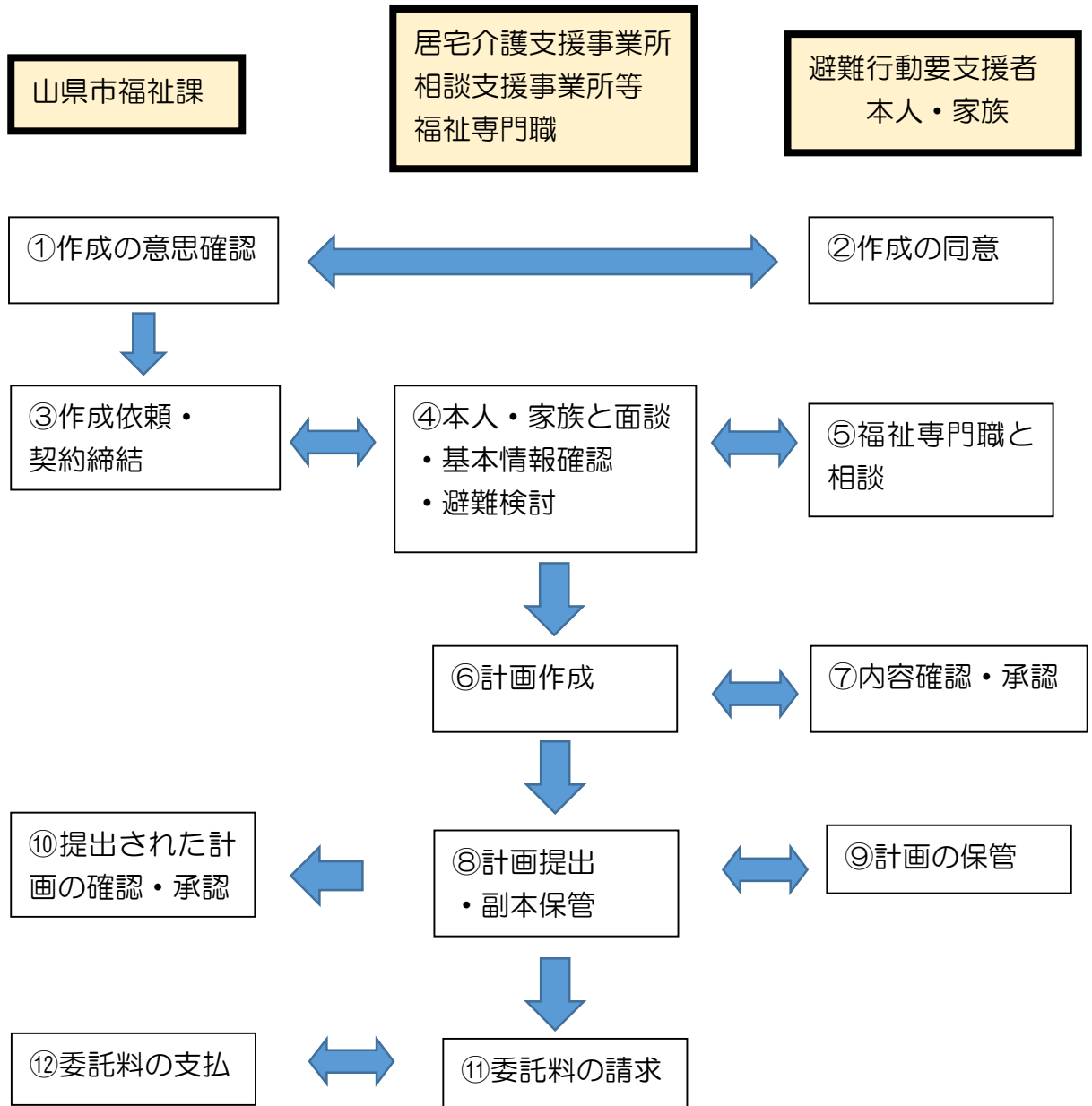


令和 5、6 年度	<ul style="list-style-type: none">• 身体障害者手帳 1 級、2 級• 療育手帳 A、A1、A2• 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級• 難病患者・介護保険 要介護 3 以上
令和 6、7 年度	<ul style="list-style-type: none">• 75 歳以上独居

※生活の基盤が自宅にある方が対象です。「施設入所」や「長期入院」の方は対象外となります。

※年度優先作成対象以外の方でも作成は可能です。

計画作成の流れ



計画作成依頼

避難行動要支援者が、計画の作成について同意すると、市が福祉専門職への「山県市避難行動要支援者個別避難計画作成依頼書」を作成し、送付します。

※各事業所等で始めて計画を作成していただく際には、市と委託契約を結んでいただく必要があります。契約の手続きについては、市から各事業所等へご案内させていただきます。→ [14 ページ「契約」項目をご覧ください。](#)

計画作成の準備

あらかじめ、「山県市ハザードマップ」等で、要支援者の自宅のハザードの状況を確認します。

→別紙「[山県市洪水ハザードマップ](#)、[山県市土砂災害ハザードマップ](#)」または、[山県市ホームページ](#)、「[防災](#)」でご確認ください。

ハザードマップについて、家屋の位置が特定できない等、不明な点は市担当者までご相談ください。

【連絡先】

山県市総務課 消防防災係

電話 0581-32-9100（直通）

これまでに作成したケアプラン・サービス利用計画などから活用できそうな情報の整理を行い、要支援者・ご家族との面談に備え準備を行ってください。

要支援者・ご家族等との面談

要支援者やご家族等と計画の内容について話し合うため、面談の日程調整を行います。個別避難計画の作成を市から業務委託されていること、作成の必要性について説明してください。個別避難計画とは、洪水（大雨）や大地震という災害が発生したときに、本人や家族が慌てずに避難できるようあらかじめ避難の仕方を決めておいてそれを計画の中に記載しておくものであることも伝えてください。

計画の様式に沿って、避難時に支援が必要なことや支援者の有無、避難場所等についてヒアリングを実施します。

避難場所の候補地がハザード上危険な場所でないか、「山県市ハザードマップ」で確認してください。

計画作成開始

作成者氏名等について

作成年月日	令和	年	月	日
作成者氏名	_____			
	作成者続柄 ()			
作成者の電話番号	_____			

- 作成年月日は、面談の日付を記入してください。
- 作成者氏名は、所属する事業所名と作成者の氏名を記入してください。
- 作成者続柄は、ケアマネージャー・相談支援員等、支援の種別を記入してください。
- 作成者の電話番号は、計画についての連絡先として記入してください。（事業所の電話番号又は個人の携帯番号等）

自治会について

自治会	_____
-----	-------

- 自治会に未加入の場合は、「未加入」と記入してください。

医療機関等について

医療機関	_____	持病	_____
連絡先	_____	携行する医薬品	_____

- かかりつけの医療機関または、日頃お世話になっている医療機関名や連絡先を記入してください。
- 持病については、避難時に配慮が必要な持病について記入してください。
〈記入例〉・認知症
 - ・筋肉の萎縮による全身まひ
 - ・軽度の難聴 など

- ・別でお住まいの家族の家や知人等の家に避難が可能な場合は、行き先を記入してください。
 - ・入院が可能な病院（事前相談済）や特別養護老人ホーム等のショートステイ等が利用可能な場合は、行き先名称を記入してください。
 - ・避難所に避難する場合は、最寄りの避難所を記入してください。
- 避難所については、P9～11 または別紙「山県市ハザードマップ」より確認してください。

どのような災害でも、避難所が必ず開設されるとは限りません。災害時には、市から発信される避難所の開設状況等をご確認の上、避難するようにしてください。

- ・自宅が最も安全な場合は、自宅にとどまる理由を記入してください。自宅が安全な場所であるかどうかは、「山県市ハザードマップ」を確認ください。
- 別紙「山県市洪水ハザードマップ」「山県市土砂災害ハザードマップ」または、山県市ホームページ「防災」ページ内でご確認ください。
- ・避難先の選定に迷うときは、下記の連絡先にお問合せ下さい。

【連絡先】

山県市総務課 消防防災係
電話 0581-32-9100（直通）

ハザードごとの注意点

「浸水エリアの場合」

- ・自宅以外の避難先に加え、想定浸水深より高い位置での垂直避難を検討します。

「浸水エリア外の場合」

- ・自宅内での垂直避難など検討します。

「土砂災害エリアの場合」

- ・自宅以外の避難先を検討します。
- ・災害の種類（地震、土砂災害、風水害）によっても、避難先の考えが変わってきます。

○災害時の避難方法の確認

- ・災害の程度は、洪水（大雨）の場合は警戒レベル3「高齢者等避難」の災害情報（避難情報）が発令された状態、大地震の場合は市内で「震度6弱（物が倒れ、立ってられないくらいの揺れ）以上」の地震が起きて停電
- ・断水した状態と想定して、その時の避難について考えてください。

- また、すぐに避難行動を開始することができない対象者の場合は、大型台風の接近（直撃）や長時間の降水の天気予報があった段階から避難する方法を本人又はご家族等と一緒に考えてください。
- 市が指定する指定避難所は、上記の災害が発生した際には速やかに開設される予定ですが、いわゆる「福祉避難所」は二次的な避難所であり、避難所での生活が長引くと想定される場合に、必要に応じて限定的に開設されるものですので、「個別避難計画」には「福祉避難所」を避難先として記入しないでください。

【参考】 災害時の避難方法について考えるポイント

災害の種類や状況により、避難方法やルートが変わるため、複数の想定をしておく必要があります。

1. 普段から避難の備え

① 普段の備え全般について

- 自宅は浸水地域になっているか、否かについて知っていますか？また、どの川が氾濫すると、どの程度浸水する可能性があるか知っていますか。
- 「災害情報（避難情報）」の入手の仕方を決めていますか。
- 「避難先、避難後の家族等との待ち合わせ場所」「逃げ遅れた場合の緊急的な避難場所（最後の逃げ込み施設）」などを決めていますか。
- 避難後に、親族・家族間で連絡を取り合う方法を決めていますか。
- 避難を決めるタイミングを理解していますか。
- 「非常用持ち出し品」や「服用している薬」はすぐに持ち出せるように準備していますか。（指定避難所の開設後、すぐに物資は届きません。）
- 自治会での避難についての取り決めがあるか、否かについて確認していますか。
- 普段のご近所のお付き合いの中で、誰かに避難時の支援をお願いしていますか。
- 災害が起きる前（台風が直撃する予報がある場合など）には、あらかじめ介護や医療のショートステイ等のサービスを利用する、という計画を立てていますか。
- 非常用電源（自動車の電源、発電機など）を確保することができますか。
- 家具などの転倒防止策を講じていますか。

② 避難先までの移動方法について

- 避難先までの移動は、本人一人でもできますか。
- 避難先までの移動は、家族等の支援があればできますか。
- 避難先までの移動には、福祉サービス事業所等の移動支援が必要ですか。

- ・移動には車両が必要ですか。それは、どのような車両を想定していますか。

2. 洪水（大雨）時の避難の場合

※被害想定は警戒レベル3「高齢者等避難」の災害情報（避難情報）が発令されたとき

※本人の自宅の予想浸水深によって、避難の必要性・方法が異なります。

- ・「災害情報（避難情報）」が発令されたときに、そのことを教えてくれる近所の方はいますか。また、その人は避難の支援をしてくれますか。
- ・本人のみ、又は家族等の支援だけで避難先まで避難は可能ですか。
- ・救助を要請する先（消防、警察）などの電話番号は掲示してありますか。
- ・携帯電話やスマートフォンなど、救助を要請する手段を持っていますか。また、それを使って支援を求めることができますか。
- ・自宅に2階以上がある場合、垂直避難する場所としてそこは安全ですか。
- ・警戒レベル3が発令される前に、別居している親族宅や知人宅に避難することは可能ですか。
- ・避難先までは、どのような経路でどのように移動するか、決めていますか。
- ・自宅の近くで、どこが冠水しやすい道路であるか把握していますか。
- ・別居している親族などに、本人の自宅に来て、滞在してもらうことは可能ですか。
- ・別居している親族の自宅や知人宅などに避難することはできますか。また、その場所は避難先として安全ですか（浸水地域になっていませんか）。
- ・別居している親族等が車などで避難先まで送迎することは可能ですか。
- ・近くに高層階の建物がある場合、緊急の際に避難することは可能ですか。
- ・避難所でない安全な場所まで車で移動し、車の中で避難（待機）していることは可能ですか。

※停電や断水の場合は、次の「大地震の時の避難の場合」の項目を参考にしてください。

3. 大地震の時の避難の場合

※被害想定は「震度6弱（物が倒れ、立ってられないくらいの揺れ）以上」で、停電や断水が起きた状態のとき

- ・大地震の際に、避難すべきことを教えてくれる近所の方はいますか。また、その人は避難の支援をしてくれますか。
- ・本人のみ、又は家族等の支援だけで避難先までの避難は可能ですか。
- ・救助を要請する先（消防、警察）などの電話番号は、分かりやすい場所に掲示してありますか。

- ・携帯電話やスマートフォンなど、救助を要請する手段をもっていますか。また、それを使って支援を求めることができますか。
- ・電気が必要な医療機器を使用している場合に、すぐに非常用電源に切り替えることができますか。
- ・ガスが使用できなくなった際に、どのような生活上の困難が生じるか把握していますか。
- ・断水で、水道が使えない時に飲料水の確保はできますか。また、簡易トイレなどがすぐに準備できますか。
- ・別居している親族などに、本人の自宅に来て、滞在してもらうことは可能ですか。
- ・別居している親族の自宅などに避難することはできますか。また、その場所は避難先として安全ですか（地震で被災する可能性はありませんか）。
- ・別居している親族等が車などで避難先まで送迎することは可能ですか。

自主避難所

- ・市が災害時に一時的に開設するものです。
- ・台風（暴風域）などの危険が去れば閉鎖します。
- ・避難所では、係員の指示に従ってください。

山口市総合運動場（体育館）
大桑公民館（旧高富北部地域多目的集会研修センター）
伊自良コミュニティセンター
美山中央公民館
谷合公民館
北武芸公民館（旧美山構造改善センター）

※避難指示などが発令された場合、状況に応じ、以下の避難所も開設します。

山口市保健福祉ふれあいセンター
梅原公民館
葛原公民館

どのような災害でも、避難所が必ず開設されるとは限りません。災害時には、市から発信される避難所の開設状況等をご確認の上、避難するようになしてください。

山県市指定避難所一覧表

指定避難所

地区名	施設名	所在地	電話番号	収容可能	暴風	豪雪	崖崩	地す	土石	洪水	地震	火災	放射
高富	高富中学校	高富 2845-1	22-1063	500	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	高富公民館	高富 1275-1	22-5510	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高富小学校	高富 1079	22-1066	150	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高富保育園	高富 1048	22-1152	100	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	共和町防災センター	佐賀 50	—	50	○	○	○	○	○	—	○	○	○
富岡	富岡公民館	西深瀬 1113-1	22-3209	200	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	富岡小学校	東深瀬 29-1	22-1050	300	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	富岡保育園	東深瀬 26-4	22-1359	100	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	山県市総合運動場(体育館)	高木 1675	22-6622	1,500	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	保健福祉ふれあいセンター	高木 1000-1	22-2111	330	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梅原	梅原公民館	梅原 1522-3	22-2099	200	○	○	○	○	—	○	○	○	○
	梅原小学校	梅原 1534	22-1068	100	○	○	○	○	—	○	○	○	○
	梅原保育園	梅原 1537-1	22-2500	50	○	○	—	○	—	○	○	○	○
桜尾	桜尾公民館	伊佐美 829-3	27-2818	200	○	○	○	○	—	—	○	○	○
	大桜保育園	伊佐美 327-2	27-2131	50	○	○	○	○	—	—	○	○	○
大桑	大桑公民館	大桑 2406-1	27-3425	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大桑小学校	大桑 2382-1	27-2151	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長滝 平井 掛	伊自良北小学校	掛 217	36-3352	640	○	○	○	○	—	○	○	○	○
松尾 上願 洞田 藤倉 大門	伊自良中学校	大門 954-1	36-3351	950	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	伊自良コミュニティ センター	大門 850-67	36-2211	100	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	山県市図書館・山県市美術館 山県市歴史民俗資料館	大門 850-65	36-3339	100	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	文化の里花咲きホール	洞田 127-135	36-2323	200	○	○	○	○	○	—	○	○	○
小倉 大森	伊自良南小学校	大森 540-2	36-3014	620	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	伊自良保育園	大門 912-12	36-3513	50	○	○	○	○	○	—	○	○	○
葛原	葛原公民館	葛原 4517	55-2112	400	○	○	○	○	—	○	○	○	
谷合	谷合公民館	谷合 1250-1	55-3008	300	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いわ桜小学校	谷合 1157-2	55-2050	400	○	○	○	○	—	○	○	○	○
北武芸	みやまジョイフル倶楽部	笹賀 197	55-2608	500	○	○	○	○	○	○	—	○	○
	北武芸公民館	笹賀 11	55-2748	400	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乾	乾体育館	出戸 191-2	—	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	柿野交流センター	柿野 1371	—	100	○	○	—	○	—	—	○	○	○
富波	教育センター	富永 495-3	52-1007	350	○	○	○	○	—	○	—	○	○
	富波保育園	富永 460-3	52-2333	100	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	富波公民館	富永 566-2-2	52-1004	300	○	○	○	○	—	—	○	○	○
西武芸	美山小学校	岩佐 763	52-1140	400	○	○	—	○	○	○	○	○	○
	美山中学校	富永 64	52-1213	500	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	西武芸公民館	岩佐 213-1	52-1101	300	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	美山中央公民館	岩佐 1177-1	52-1106	300	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美山老人福祉センター	岩佐 1177-1	52-3010	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山県高等学校体育館	中洞 44-1	52-1551	600	○	○	○	○	○	—	○	○	○

指定緊急避難場所

地区名	施設名	所在地	電話番号	収容可能 人員(人)	暴 風 雨	豪 雪	が け 崩 れ	地 す べ り	土 石 流	洪 水	地 震	大 火 災	放 射 線
高富	佐賀広場	佐賀 158			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	高富小学校運動場	高富 1079			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高富中学校運動場	高富 2845-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	共和町いこい広場	佐賀 50			○	○	○	○	○	—	○	○	○
富岡	高富中央公民館駐車場	高木 704-8			○	○	—	—	—	○	—	○	○
	山県市総合運動場	高木 1675			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	富岡小学校運動場	東深瀬 29-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
梅原	梅原スポーツランド	梅原 2645-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	梅原小学校運動場	梅原 1534			○	○	○	○	—	○	—	○	○
桜尾	桜尾小学校運動場	伊佐美 726			○	○	—	—	—	○	○	○	○
大桑	大桜グラウンド	大桑 2731-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	大桑小学校運動場	大桑 2382-1			○	○	○	○	○	○	○	○	○
長滝 平井 掛	伊自良北小学校運動場	掛 217			○	○	○	○	○	○	○	○	○
松尾 上願 洞田	伊自良総合運動公園	洞田 127-67			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	伊自良ふれあい・さわやかドーム	大門 850-71			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	伊自良中学校運動場	大門 954-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
小倉	伊自良南小学校運動場	大森 540-2			○	○	○	○	○	—	○	○	○
北山	北山交流センター運動場	神崎 100-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
葛原	葛原運動場	葛原 4493-3			○	○	—	—	—	—	—	○	○
谷合	谷合運動場	谷合 1029-1			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いわ桜小学校運動場	谷合 1157-2			○	○	○	○	○	○	○	○	○
北武芸	美山ジョイフル倶楽部ふれあい広場	笹賀 197			○	○	○	○	○	○	○	○	○
乾	乾運動場	出戸 191-2			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	柿野交流センター運動場	柿野 1365			○	○	—	—	—	—	—	○	○
富永	富波運動場	富永 495-1			○	○	○	○	○	—	○	○	○
西武芸	美山小学校運動場	岩佐 763			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美山中学校運動場	富永 64			○	○	○	○	○	—	○	○	○
	山県高等学校運動場	中洞 44-1			○	○	○	○	○	○	○	○	○

指定避難所とは・・・

自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活をおくるためのところ

指定緊急避難場所とは・・・

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所（災害の種類ごとに異なる。）

緊急連絡先について

緊急連絡先①	氏名（団体名）：	あなたとの関係
	住所	
	携帯番号又は自宅：	
緊急連絡先②	氏名（団体名）：	あなたとの関係
	住所	
	携帯番号又は自宅：	

- 緊急連絡先を1人以上は記入してください。
- なるべく連絡が取れる番号を記入してください。
- あなたとの関係は、要支援者の方からみたご関係を記入してください。
例：長男、次女、甥、孫 等

避難を支援してくれる人について

※以下、支援をしてくれる人に了承を得て記入してください。

避難を支援してくれる人 （避難支援等実施者）①	氏名（団体名）：	あなたとの関係
	住所	
	携帯番号又は自宅：	
避難を支援してくれる人 （避難支援等実施者）②	氏名（団体名）：	あなたとの関係
	住所	
	携帯番号又は自宅：	

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

- 避難を支援してくれる人（避難支援等実施者）を1人以上記入してください。
- 対象者の状況を考慮し、家族や親族をはじめ避難支援をしてくれる人について決めていきます。
 - ・避難支援等実施者は、救助をする人ではなく、安否確認や避難誘導、声かけをしてくれる人です。
 - ・家族や親族での避難支援が難しい場合、近隣の方で避難支援をしてくれる方がいないか検討します。

- ・避難先での生活上、伝えておきたいことをご記入ください。
- ＜記入例＞「言語障害があり、発語が聞き取りにくいことがある」
「車椅子で入れる多目的トイレが必要」
「階段の昇降ができない」
「理解できないことがあるとパニックになり声を荒げる」
「補装具（右ひざ下肢に装着するもの）」
「酸素濃縮装置（又は酸素ポンペ）の電源が必要」
「医療器具の操作や調整ができないので、操作可能な人が必要」

契約について

①市から契約書の受け取り

- ・契約書を受け取ってください。
- 「契約書」・・・・・・・・・・ 2部
※単年度契約となりますので、毎年度契約していただきます。
- 口座振替支払依頼書・・・・・・・・ 1部
※すでに登録されている場合は提出の必要はありません。

②契約書への署名捺印

- ・契約書2部ともに、指定箇所に署名社判の押印をお願いします。
- ・法人の住所、法人名、法人の代表者名はゴム印等でも可です。
- ・指定場所に割り印をお願いします。
- ・市に提出する契約書の指定場所に、収入印紙（200円）を添付してください。

③契約書の提出・保管

- ・署名し、社判を押印した契約書を2部、福祉課窓口又は郵送で提出してください。
- ・後日、福祉課で署名・押印した契約書（1部）を郵送で送付します。

「個別避難計画」の作成後の事務

①副本の作成

・「個別避難計画」の副本（複製（コピー）のことです。）をそれぞれ2部（本人又は家族等用と作成支援者保管用）作成してください。1部を本人又は家族へ渡し、1部は作成支援者が保管してください。

②個別避難計画の提出

- ・個別避難計画の提出
作成された個別避難計画を市の福祉課へ直接提出してください。
修正が必要な場合は、連絡を入れますので受取をお願いします。

③委託料の請求

- ・個別避難計画作成請求書の作成
個別避難計画作成請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、福祉課へ提出してください。
1か月以内に、同事業所内で計画が完成した方が複数いる場合は、1枚の請求書でまとめてご請求いただくことも可能です。
請求書は、計画作成から1か月以内を目途に提出をお願いします。

④計画の更新

完成した個別避難計画の内容に変更があった際は、計画の内容を修正し、福祉課へ提出してください。新規作成時と同様、修正した個別避難計画の副本を2部用意し、1部を本人又は家族へ渡し、1部は作成支援者が保管してください。委託料の請求についても新規作成時と同様です。

- ・更新の対象
定期的（2年毎）に内容を確認し、更新します。
支援者を変更する場合、支援の必要性や避難の方法が変わった場合や、本人の状態やそれに伴う事項が変わった場合は福祉課までご相談ください。
- ・軽微な修正について
かかりつけ医が変更になった場合
要介護度が4から5に変更になった場合
対象者及び支援者の連絡先が変更になった場合
担当の介護・相談支援専門員等が変更になった場合
市外転出や施設入所、死亡した場合 など

※ご相談を受けた、様々な事例、パターンを確認しながら、随時、その基準を設けていく予定です。

⑤副本の管理

・副本は、適切な場所で厳重に保管してください。避難の際は、「個別避難計画」を持って避難先に向かってくださいと本人、家族に伝えてください。

※担当事業所が変更になったときは、新しい事業所に副本の引き継ぎをしていただくとともに、福祉課にもご連絡くださるようお願いいたします。

参考① 山口市個別避難計画の作成に関する要綱

山口市避難行動要支援者個別避難計画作成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 山口市地域防災計画に規定する災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため支援を要する高齢者、障がい者等をいう。
- (2) 個別避難計画 避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援者 個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、山口市とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、山口市地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿に登録され、避難支援者に対し情報を提供することについて同意しているものとする。

(個別避難計画の記載事項)

第5条 個別避難計画は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名、自治会名、生年月日、年齢、住所、血液型及び連絡先
- (2) 避難行動要支援者の状態（医療機関・連絡先・携行する医薬品）
- (3) 避難を希望する場所
- (4) 緊急連絡先
- (5) 避難支援者の情報
- (6) 避難時に配慮しなくてはならない事項
- (7) その他必要な事項

(事業の委託)

第6条 市長は、避難行動要支援者の災害時における円滑な避難の実効性を確保するため、この事業を適切に遂行できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託することができる。

(委託料)

第7条 市長は、前条の規定により個別避難計画の作成を委託したときは、作成件数に応じて別表に掲げる額を委託事業者に支払うものとする。

(個別避難計画の作成)

第8条 市及び委託事業者は、個別避難計画を作成しようとする場合は、事前に対象者、その家族等（以下「対象者等」という。）に対して個別避難計画の趣旨を説明し、対象者（対象者の意思表示が困難な場合はその家族等）から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

2 個別避難計画は、対象者の居住先への訪問により、対象者等から直接必要な事項について聴取し、対象者等の意向を反映させたものでなければならない。

(個別避難計画の提出)

第9条 委託事業者は、作成後速やかに個別避難計画の原本を市長に提出し、副本を対象者等に交付するものとする。

2 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があるときは、委託事業者にその旨を報告し、再提出させるものとする。

(個別避難計画の管理等)

第10条 個別避難計画の原本は、市長が保管し、副本は対象者等が保管するものとする。ただし、委託事業者が個別避難計画を作成したときは、委託事

業者において、副本を保管するものとする。

- 2 対象者等及び委託事業者は、個別避難計画の副本を適切な場所において厳重に管理し、当該副本を紛失したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(個別避難計画の修正等)

第11条 市長は、個別避難計画の記載内容について、修正しなければならない状況が対象者に発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の原本の記載内容を修正し、その副本を対象者等及び委託事業者に交付するものとする。

- 2 対象者等及び委託事業者は、前項の規定による修正前の副本について、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に処理するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 委託事業者は、市が提出を求めた期日までに個別避難計画作成請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求日から30日以内に委託事業者に支払うものとする。

(秘密保持)

第13条 市、対象者等及び委託事業者(次項において「市等」という。)は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載されている情報を利用してはならない。

- 2 市等は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第7条関係)

対象となる業務	委託料
第8条の規定による個別避難計画の作成	1件につき5,000円
第11条の規定による更新の個別避難計画の作成	1件につき1,000円

様式第1号（第12条関係）

山県市長

年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

連絡先

印

個別避難計画作成請求書

山県市避難行動要支援者個別避難計画作成事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額等

作成経費支払い請求額	円
------------	---

注) 請求額は、作成した計画の件数に新規作成は1件あたり5,000円、更新は1件あたり1,000円を乗じた金額の合計額を記入してください。(消費税は外税)

「個別避難計画」を作成した者（行は適宜増やしてください。）

No.	要支援者氏名	住 所	作成支援者名	請求区分	備考
1				新規・更新	
2				新規・更新	
3				新規・更新	
4				新規・更新	

2 振込先 (ゆうちょ不可)

指 定 口 座	金融機関コード				店舗コード			種別	口座番号						
								1 普通							
								2 当座							
									連絡先						
									-						
	口 座	フリガナ													
	名義人	漢字													

記入例 山県市個別避難計画書

要支援者番号

本人署名 (代筆者) 山 県 光 秀	作成年月日 令和 5 年 7 月 27 日 作成者氏名 居宅介護事業所 ツバメ 嶋山草子 作成者続柄 (ケアマネージャー) 作成者の電話番号 0581(33)1234
--	--

1. 必要な情報 (「同意する」の方は記入してください。)

氏名 <small>※児童の場合は()で保護者の氏名を記入</small>	やまがた みつひで 山 県 光 秀	自治会	きたまち 北町
生年月日	昭和 16 年 7 月 7 日	年 齢	82 歳
住 所	山県市 高富1000-1		
性 別	(男) ・ 女	血液型	A
連 絡 先	自宅： 22-5555 携帯： 080-1111-2222 FAX： なし		
医療機関	〇〇〇〇病院	持 病	糖尿病、高血圧
連 絡 先	22-0000	携行する医薬品	インスリン注射(糖尿)
同居家族等	(昼間) 1 人	(夜間)	3 人
あなたが、災害時または災害が発生するおそれあるときに避難を希望する場所 (複数回答可)	(あてはまる□に☑し、【 】に具体的に記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 家族などの家に行く 【家族や知人の家： 山県市東深瀬111 長女の家(早川 花)】 <input checked="" type="checkbox"/> 病院や施設 【病院、施設名： 特別養護老人ホーム 〇〇〇〇】 <input checked="" type="checkbox"/> 避難所に避難する 【自主避難所： 山県市総合体育館 指定避難所： 高富公民館】 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅の浸水しない場所 (2階以上など) (自宅にとどまる理由： ハザードマップで浸水しないことを確認したため) <input type="checkbox"/> その他		
緊急連絡先①	氏名(団体名)： 早川 花 住所 山県市東深瀬111 携帯番号又は自宅： 090-5555-6666	あなたとの関係 長 女	
緊急連絡先②	氏名(団体名)： 山県 忠勝 住所 岐阜市学園町100 キャッスル岐阜1001 携帯番号又は自宅： 090-1111-8888	あなたとの関係 長 男	

※以下、支援をしてくれる人に了承を得て記入してください。

避難を支援してくれる人 (避難支援等実施者) ①	氏名(団体名) : 山景 政子	あなたとの関係 妻
	住所 山景市高富1000-1 携帯番号又は自宅 : 080-3333-4545	
避難を支援してくれる人 (避難支援等実施者) ②	氏名(団体名) : 坂本 義元	あなたとの関係 隣人
	住所 山景市高富1070-1 携帯番号又は自宅 : 070-2211-9996	

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

○介護・福祉に関すること

担当相談支援専門員・ ケアマネ 等	鳩山 草子
事業所名	居宅介護事業所 ツバメ
連絡先	0587(33)1234
特記事項	
避難時に配慮しなくては ならない事項	<p>(あてはまる□に☑し、【 】に具体的に記入してください)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分: 要介護3】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 手帳を所持している【手帳の種類: 身体障害者手帳 等級: 2】</p> <p><input type="checkbox"/> 難病の特定医療、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器を装着等している【 】</p> <p><input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p><input type="checkbox"/> その他 []</p>
上記内容の特記事項、 補足	(例) 1点杖で歩く、補聴器を使用 等 補聴器を使用(右耳のそばでゆっくり話してください)
避難生活における 配慮事項	・階段の昇降ができない

※以上で終わりです。内容を確認後、同封の返信封筒にてご返答ください。

連 絡 先

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1

山県市福祉課（高齢福祉係）

電 話 0581-22-6837 / F A X 0581-22-6850

E-mail fukushi@city.gifu-yamagata.lg.jp